

開 議

○佐々木謙二議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第6号をもって進めます。

ここで、本日の会議の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、3月4日及び3月17日の本会議において各常任委員会及び予算特別委員会に付託されました議案等の審査結果を各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、議案第13号から議案第18号までに反対1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第6号のとおり、議案3件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に、議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行います。

なお、人事案件については、申し合わせにより、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

追加議案の審議終了後、議長から議員派遣の報告をいただいた後、閉会中における継続審査申し出書を発議いただき、表決を行います。

全議案の審議終了後、市長からあいさつを受け、定例会を閉会とすることといたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 お諮りいたします。本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第6号をもって進めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 議案第13号 指定管理者の指定について外37件

○佐々木謙二議長 日程第1、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第38、議案第49号 平成21年度長井市一般会計補正予算第1号までの38件を一括議題といたします。

総務・文教常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 初めに、総務・文教常任委員会の審査の報告を求めます。

渋谷佐輔委員長。

(渋谷佐輔総務・文教常任委員長登壇)

○渋谷佐輔総務・文教常任委員長 おはようございます。

平成21年第1回市議会定例会において総務・文教常任委員会に付託になりました議案17件に

ついて、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月12日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第13号から議案第18号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、長井市中央地区公民館ほか5地区公民館運営協議会を指定管理者に指定し、地区公民館の管理を行わせるため提案されたものであります。

審査に際し、中央公民館長から、本案が可決されれば、各地区公民館運営協議会と基本協定書及び年度協定書を締結し、地区公民館は4月1日から指定管理者による管理となるとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、各地区公民館ではいろいろな悩みがあり、事業計画書に課題として挙げられているが、その解決というのは、指定管理者となる運営協議会が背負っていくことになるのか。行政はどうかかわっていくのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、行政で解決するものと地域で努力をして解決するものがある。館長会、主事会が情報交換、課題整理や解決の場となるとの答弁を受けたところであります。

さらに委員からは、館長会、主事会はどこが主催して開催するのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、これまでのやり方を踏襲すると文化生涯学習課の生涯学習係になるが、連絡調整会議を設置し主催することも考えられるとの答弁を受け、教育長からは、職員の配置については、経過がわかり、館長会との意思疎通ができる補佐級にしたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度にすることで公民館運営協議会が実質経営主体となり非常に責任が重くなる。公民館事業に人が集まら

ず、役員のなり手についても大変な思いをしているのが実態であり、この制度を継続し得るのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、各地区では、役員を決めるため選定委員会を開催している。役員のなり手がいない、人が集まらないということについて、教育委員会としての答えはないが、お互い研修等によりよい方向に持っていくしか方法はないとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、公民館を活性化させようとすれば事業に使える予算の問題が出てくるが、これからの事業費の見通しはどうかとの質疑がなされ、教育長からは、3年間は平成18年度を基準として事業費を配分したので全体的に上がっている。4年後は、頑張って事業をやりますよというところに配分する方向がいいのではないかと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理料の支払いは年4回で、最初の支払いが4月15日となっているが、年度当初の事業に支障はないのかとの質疑がなされ、中央公民館長からは、各運営協議会と協議して決めるもので、支出行為があれば早めることになるとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者制度については、市民に理解されておらず、もっと理解を深める必要があるのではないのかとの質疑がなされ、教育長からは、いろいろな機会に説明しているが、これからより一層説明していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、指定管理者は公募が原則であり、受け手となるところをふやしていく取り組みが必要ではないのかとの質疑がなされ、教育長からは、教育委員会関係では文化会館と生涯学習プラザを検討している。文化会館は公募と考えているが、プラザは迷っている。受諾団体があるかということも問題になるので、十分

検討しながらやっていきたいとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、この間公民館の運営形態をいろいろ変えてきたが、3年後にまた変えてコミュニティセンターにということはないのかとの質疑がなされ、教育長からは、今回は社会教育法上の公民館という位置づけで導入するが、3年間いろんなことをやってみて、それぞれの地域の意見も参考にして、課題を整理しながら全体的に検討する必要があるとの答弁を受けたところでもあります。

討論に入り、委員からは、地区公民館の運営を指定管理者制度を導入してすること自体がなじまない。先につながる展望は見えず、現場も混乱している。このような事態を行政の方針転換でつくり出すことは納得できず、本案には反対であるとの意見が出されたところでもあります。

また、委員からは、指定管理者の導入は既に可決されており、公民館事業を停滞させるわけにはいかない。今後、地域の核となる公民館を目指して、市として全面支援という立場に立って、支障のない公民館運営ができることを期待して本案に賛成であるとの意見が出されたところでもあります。

採決の結果、議案第13号から議案第18号の6件について、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 長井市職員の再任用に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法第28条の4、第28条の5及び第28条の6の規定に基づき、職員の再任用に関し、必要な事項を定めるため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、再任用制度とは、定年退職者等を1年以内の任期を定めて採用することで、職員が長年培った能力と知識、経験を有効に活用するため定められたもので、県内13市で条例化をしていないのは本市のみである

との説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、50歳代が半分を占める組織であり、年度によっては大量退職が出る。仕事の継承を考えるとこの制度を使わなければならないのではないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、新規採用を阻害することになれば本末転倒になる。一般事務職を再任用するのは最初は難しいとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行財政改革の一環として、組織及び業務の見直しを図るため提案されたものであります。

審査に際し、総務課長から、業務の効率化と事業の経営改善を図るため、水道事業所内に下水道事業部門を統合し、上下水道課を設置する。危機管理に関することを市民課から総務課とするなどの事務分掌の変更を行う。また、係、室を見直して、現行の20課2室51係を20課6室40係とするとの説明を受けたところでもあります。

質疑に入り、委員からは、平成20年度、自立経営対策室を設置して、自立経営に関してどのような成果を出したのか。また、子育て環境推進に関することを企画調整課の事務分掌としたがどのような成果を出したのかとの質疑がなされ、自立経営対策室長からは、集中改革プランの進捗管理の業務を担ってきた。今年度中には、効果額を平成19年度と20年度の決算対比という形で取りまとめる予定であるとの答弁を受け、総務課長からは、企画調整課地域戦略室の業務は多岐にわたり、子育てのところまで手が回らないのが実情のようだったとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、今回の組織機構の見直し

は何に基づいた見直しかとの質疑がなされ、総務課長からは、タイムスケジュールが決まって動いているものではない。急激な職員数の減、今後の年齢構成を考えたときに、安定感のある組織を構築していくには手をかけずにはいられない部分があるのではないかという判断でたどり着いたものであるとの答弁を受けたところがあります。

さらに、委員からは、組織内部の事情からくる組織の見直しということかとの質疑がなされ、総務課長からは、内部効率をうまく回そうとすると市民の目線がないがしろになる。わかりやすい組織にするために、議論の中で組織の名前が変わったりした。今現在考えられる精いっぱいのものであるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、上下水道課にすることによって将来的にどういうものを目指しているのかとの質疑がなされ、総務課長からは、上下水道が一体になることで将来に展望が見える組織体制が考えられるのではないかと思う。合体して始まるのであり、職員体制等を考えると今が統合のタイムリミットであるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、上下水道を一緒にすると課長は1人となり、水道事業の経営と下水道事業の運営の両方を担うのは大変ではないのかとの質疑がなされ、総務課長からは、それぞれ主幹が配置され、最終的には課長が責任を負うことになるが、過重になることはない。また、そういった体制を十分とっていけるスタッフの配置であるとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、これからの機構としては室をふやしていくという判断をしたのかとの質疑がなされ、総務課長からは、今回考えられ得るもの全部を俎上にのせた上での新たな室の設置で、これ以外のところは考えていないとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、係をまとめて室にしたから人が減るものではなく、担当は置かなければならない。適正な定員は係で何人、室で何人という検証をしなければ、1人の仕事量がふえるのではないかとの質疑がなされ、総務課長からは、職員の能力をいかに高めていくかということになると思う。また、過重になる職員が多くなるよう業務の移管も庁内全体で総合的に考えていかなければならないとの答弁を受けたところがあります。

また、委員からは、管理係をなくし、教育委員会の会議に関することを施設整備室の分掌事務にするのはわかりにくいのではないかとの質疑がなされ、自立経営対策室長からは、施設整備室は耐震整備が一段落すれば見直しになると考えているとの答弁を受けたところがあります。

さらに、委員からは、それなら管理係を充実するか、施設整備係を設けたらいいのではないかとの質疑がなされ、自立経営対策室長からは、重要で急がれるということであえてやった部分であるとの答弁を受けたところがあります。

討論に入り、委員からは、この組織見直しは、職員数の都合や事務継承など内部的な事情を中心に考えられたものである。組織見直しは、職員が働きやすくなるためのものであったり、市民にわかりやすくなるためのものにつながっていかねばならないものであり、余りにも内部事情が先行して提案されたものという印象が強過ぎる。将来を見越した組織見直しをするべきであり、本案には反対であるとの意見が出されたところがあります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 長井市個人情報保護条例及び長井市統計調査条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

本案は、統計法の全部改正により、所要の改正を行うため提案されたものがあります。

審査に際し、企画調整課長から、統計法という法令名を用いている2つの条例の文言を整理するものであるとの説明を受けたところであり
ます。

質疑に入り、委員からは、統計調査が終わっ
てからの書類等の管理、保管はどうなっている
のかとの質疑がなされ、企画調整課長からは、
統計調査は市、県が単独で行うものではなく、国
からの調査では、調査票は全部県を通して国に
提出しなければならないとの答弁を受けたとこ
ろであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 長井市職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制
定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入す
るに伴い、再任用職員、再任用短時間勤務職
員の勤務時間、週休日、休暇等の規定を整備す
るため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、勤務時間の割り振
りは週ごとに自由に決めることができるのかと
の質疑がなされ、総務課職員主査からは、通常
の市役所の業務では前もって均等に割り振るこ
とになるとの答弁を受けたところであり
ます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 長井市職員の育児休業等
に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いてご説明申し上げます。

本案は、少子化対策の一環として、育児のた
めの短時間勤務制度の導入を目的とした地方公
務員の育児休業等に関する法律が改正されたこ
と及び新たな再任用制度を導入することに伴い、
所要の改正を行うため提案されたものであり
ます。

審査に際し、総務課長から、育児短時間勤務
制度とは、育児を行う職員の職業生活と家庭生

活の両立を可能にするという観点から、職場を
完全に離れることなく育児を行うことを可能と
する短時間勤務を認めるものであるとの説明を
を受けたところであり
ます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 長井市外国の地方公共団
体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定についてご説
明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入す
るに伴い、所要の改正を行うため提案された
ものであります。

審査に際し、総務課長からは、条文の整理の
ための改正であるとの説明を受けたところ
であります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のと
おり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第27号 長井市一般職の職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついてご説明申し上げます。

本案は、新たに職員の再任用制度を導入す
るに伴い、所要の改正を行うため提案された
ものであります。

審査に際し、総務課長から、再任用職員、再
任用短時間勤務職員の給料、手当に関する規定
を整備するものであるとの説明を受けたところ
であります。

質疑に入り、委員からは、再任用職員の給料
月額は何を根拠にして決められた金額なのかと
の質疑がなされ、総務課長からは、国の俸給表
の数字をそのまま上げたものであるとの答弁を
を受けたところであり
ます。

また、委員からは、国の金額が長井市にと
って正しいのか今後検証する必要があるのでは
ないかとの質疑がなされ、総務課長からは、研
究してみる余地は十分にあり、情報も集めて取
り組んでいきたいとの答弁を受けたところ
であり
ます。

+

ます。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、前期高齢者に係る国民健康保険税を年金から特別徴収する時期を6ヶ月繰り下げるため提案されたものであります。

審査に際し、税務課長から、電算システム共同アウトソーシングによりシステムが変更されることから、稼働の安全を第一に考えて時期を繰り下げたとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、共同アウトソーシングに切りかわることによる問題はほかにないのかとの質疑がなされ、税務課長からは、固定資産税について心配があるが、市民に迷惑をかけないように詰めているところであるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、体育施設の利用拡大と普及啓蒙に資するため、指定管理者制度の導入に係る規定の整備及び施設の名称の見直しを行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、将来、道照寺平スキー場と白山森スキー場はどうなるのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、どちらかのスキー場を廃止することになるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、予算措置がされて、道照寺平スキー場を整備すれば白山森スキー場は使わないことになるのではないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、予算措置がされれば、スキー場検討委員会に事情を話し、結

論をいただき進めることになるとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号 長井市古代の丘資料館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、古代の丘資料館の企画展実施に当たり観覧料を徴収し、あわせて文言等の統一を図るため提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長から、企画展観覧料は一般個人100円、団体は80円、高校生以下は無料とするとの説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、100円としてしまうと、例えば将来国宝級の企画展を開催することになった場合の障害にならないのかとの質疑がなされ、文化生涯学習課長からは、そのようなことが予定されたときに条例を改正するのが公正な手続であり、また、現状の施設の状況や予算の中でできる企画展の範囲と徴収業務を考えるとワンコインの100円が適当と考えたとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、文化財調査会を長井市文化財保護条例に規定する諮問会議とし、あわせて文言等の統一を図るため提案されたものであります。

審査に際し、文化生涯学習課長から、これまで文化財調査会の設置を規定していた長井市文化財調査会条例は、本条例の附則で廃止するとの説明を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務・文教常任委員会に付託になりま

した案件審査の報告を終わります。

○佐々木謙二議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

まず、日程第1、議案第13号 指定管理者の指定についてから日程第6、議案第18号 指定管理者の指定についてまでの6件について、討論の通告がありますので、発言を許可します。

議席番号12番、藤原民夫議員。

○12番 藤原民夫議員 私は、議案第13号、第14号、第15号、第16号、第17号、そして第18号の以上6議案について、同じ理由に基づいて反対の討論を行うものであります。

今回提案されている指定管理者の指定については、昨年9月市議会定例会において議決された長井市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に基づいて提案されたものであります。このたびの指定に伴って発生すると懸念される問題点を何点か提起して、本案に反対する理由とするものであります。

提案されている指定管理者に指定する団体として各地区公民館運営協議会は、その実績においても、地域住民との協力体制を見ましても、これまで地域における行政サービスの担い手として、また住民との協働という事業においても住民とともに地域の再生に貢献し、信頼されている実績を積んでおる団体であり、公民館活動を推進する中核的な役割を担っている組織であります。こうした団体とその体制が各地区における地区公民館運営の先頭に立つ役割を担うことについては、恐らくどなたも異論はないものと思うのであります。

問題は、市民、利用者から見た指定管理者制度の問題点であります。公の施設は住民の福祉

を増進する目的を持って、その利用に供するために設けられた施設であります。したがって、公の施設の利用料金は設置の趣旨からして低廉あるいは無料であることが前提であります。この新しい制度では設置者である自治体の承認の範囲内で指定管理者が利用料金を決めことができ、指定管理者の収入とするのも想定されているのであります。

したがって、指定管理者の管理運営を監視する住民の機関も必要となるのではと指摘されており、何かぎすぎすした関係が担当者と住民の間に生まれるのではないかと、このように心配されるのであります。

また、個人情報の保護についても、制度上の義務づけはなく、自治体任せであります。独自に条例化して指定管理者の協定で明文化していくことが必要と考えるものであります。

また、指定管理者制度を導入する際に、市として検討すべき課題として、公民館で働く主事と呼ばれる労働者の賃金、労働条件は市職員との間に大きな格差が存在していることでもあります。ILO94号条約の公契約における労働条項に関する条約では、自治体等が発注する事業について、こう述べております。「関連ある職業また産業に適用される一般基準に劣らない有利な賃金(手当を含む)、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保するものでなければならない」としているのであります。

この趣旨は、自治体はすぐれた雇用主として他の発注者にまさるとも劣らない賃金、労働条件を確保するだけの委託料等を支払い、制度的かつ実質的に保障できるようにすべきことを定めたものであります。

当然のことながら、指定管理者によって管理を行わせるケースにも適用されるものと思うのであります。市が指定管理者を指定する場合には、労働者の賃金、労働条件が公の契約の趣旨を満たすように条例や協定で規制すべきと考えるも

+

のであります。

最後に、地方自治法第1条の2で、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」ということが求められております。この住民の福祉の増進などの役割を果たすために、地方自治体は各種公の施設を設置して広く住民の利用に供するとともに、設置主体である地方自治体はその管理を行うことが原則とされているのであります。

しかし、2003年に改正施行された地方自治法では、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定する者、つまりこれを「指定管理者」と呼ぶわけではありますが、ここに管理を行わせることが認められ、議会の議決を経て指定管理者となれるようになったわけであります。

指定管理者の指定については、指定管理者を初めて選定する場合は、これまでの活動実績を重視することにより、従来の団体が継続して指定される可能性を保障する規定を設けたのであります。つまり、現在の指定先が今後とも指定先としてふさわしい場合は公募はふさわしくないやり方であるというわけであります。このたび提案されている場合はこれによるものであるわけですが、市民の側から指定管理者業務が適正になされているかどうかチェックをするためには、指定管理者も自治体の機関と位置づけて情報公開の対象とすべきと思うのであります。

そのことについて、今後、施設の管理、運営に関して情報公開を継続すべきとすると同時に、指定管理者が取得した個人情報についても自治体と同程度と保護を求めべきであり、情報の保護に関する協定等によりまして、基準なり明確な方針を示すべきであるということを申し上げます。議案に反対の討論とするものであります。

○佐々木謙二議長 通告による討論が終わりました。

これより一括して採決いたします。

議案第13号から議案第18号までの6件について、総務・文教委員長の報告はいずれも原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第19号 長井市職員の再任用に関する条例の設定についてから日程第17、議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてまでの11件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第7、議案第19号 長井市職員の再任用に関する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。

よって、議案第19号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第22号 長井市課設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。

よって、議案第22号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第23号 長井市個人情報保護条例及び長井市統計調査条例の一部を改正する条例の設定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第24号 長井市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第25号 長井市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第26号 長井市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第13、議案第27号 長井市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第28号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第31号 長井市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第31号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第16、議案第32号 長井市古代の丘資料館条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異

+

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第17、議案第33号 長井市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、総務・文教委員長の報告は原案可決であります。

総務・文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○佐々木謙二議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

○蒲生光男厚生常任委員長 平成21年第1回市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案3件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第29号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成21年4月1日から平成23年3月31日までに交付される住民基本台帳カードの交付手数料を無料とし、カードの普及を図るため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、なぜ2年間だけ無料とするのかとの質疑がなされ、市民課長からは、総務省から住民基本台帳カードの普及を図るため、平成20年4月から平成23年3月までの3年間、住基カードの交付手数料を無料とする場合、1枚当たり1,000円の交付税措置を1,500円とするの通知があった。無料化してもカードを多機能化させないと普及しないと思われることから、昨年からさまざまなことを検討してきたが、今回の制度を活用して今後2年間は無料とし、その間に多機能化の検討を進めたいと思っているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、2年間無料とした後の交付税措置は、現在と同じ1枚当たり1,000円となるのか。市で1枚当たり500円を持ち出せばずっと無料とできるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、23年度以降も1枚当たり1,000円の交付税措置は変わらないと思う。市で500円分を負担するのは財政的に難しいと思うが、500円払ってもメリットがあるような機能を付加することを2年間で検討していきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、県内で20年度から無料としている市町村はあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、20年度から無料としているのは東根市と白鷹町だけである。置賜地域では、川西町と小国町も21年度から無料とする計画となっているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、本市と近隣市町の住基カードの発行枚数は何枚かとの質疑がなされ、市民課長からは、2月末現在で、本市が413枚、米沢市が1,504枚、南陽市が312枚、高島町が157枚、川西町が135枚、白鷹町が125枚、飯豊町が169枚、小国町が58枚となっているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、住基カードを持っていることでメリットがないと普及しないと思われるが、何か検討しているかとの質疑がなされ、